第49回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

- 1 日時 令和元年8月2日(金)午前9時25分~午後0時20分
- 2 場所 市役所本庁舎 屋上(P1)階会議室
- 3 出席者
- (1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員 坂元会長、松本委員、角松委員、濱田委員、矢倉委員
- (2) 大阪市職員

田丸市民局理事、山本市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権 企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、髙橋市民局ダイバーシティ 推進室人権企画課担当係長

4 議題

- (1) ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議
- (2) 拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件(2件)の調査審議
- (3)第48回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

冒頭、事務局から、案件番号「平 28-6」及び「平 28-21」の措置及び認識等の公表に係る諮問については、第 48 回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和元年 7 月 1 日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題(1)ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

- ○継続案件のうち2件について、調査審議を行った。
- ○2件のうち1件については、次回以降引き続き審議することとした。
- ○案件番号「平28-18」について、次のとおり、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1号及び第2号に規定する表現活動には該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。
 - ・「平28-18」に係る4つの表現活動(以下「本件各表現活動」という。)は、いずれも条例第 5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。
 - ・条例第2条第1項第1号ア、イ及びウ並びに第2号ア及びイの各規定によれば、表現活動が ヘイトスピーチに該当するためには、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又 は当該個人により構成される集団(以下「特定人等」という。)に関する表現活動であるこ とが要件となっている。これは、表現活動が特定人等の人種又は民族の属性を問題にして、 社会からの排除、権利若しくは自由の制限又は明らかに憎悪若しくは差別の意識若しくは 暴力をあおることのいずれかを目的として行われるものであること、及び、同じく、特定人 等の人種又は民族の属性を問題にして、相当程度の侮蔑若しくは誹謗中傷をするもの又は

脅威を感じさせるもののいずれかに該当するものであることが、当該表現活動において社 会通念上認められることを要件としていると解される。

・本件各表現活動は、いずれも、上記で示した要件を満たしておらず、条例に規定する特定人 等に関する表現活動とは認められないため、条例第2条第1項第1号及び第2号に規定す る表現活動には該当しない。

議題(2)拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件(2件)の調査審議

- ○案件番号「平28-21」について、市民局から次のような報告があった。
 - ・大阪市として表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定したところ、表現活動が継続されており、表現活動における表現の内容の拡散を防止する緊急の必要があったため、条例第6条第3項ただし書の規定に基づき行う条例第5条第1項による措置として、令和元年7月3日付けで、当該表現活動に係る街宣活動の様子を記録した音声ファイル(以下「本件音声ファイル」という。)が掲載されたウェブページを含むウェブサイトに係るサーバ契約者にサーバサービスを提供しているプロバイダに対して、本件音声ファイルの削除の要請を行った。
 - ・同月8日に、大阪市により本件音声ファイルの URL をブラウザに入力したところ、「Webページが見つかりません HTTP 404」などと記載されたウェブページが表示されていることを確認した。
 - ・その後、当該プロバイダからは、同契約者に対して、大阪市から削除要請があった事 実とその内容を通知し意見照会したところ、同契約者より対応を実施した旨の連絡が あった、との回答があった。
- ○上記報告に対し、審査会は上記措置が妥当であるとして特段の意見は述べないこととした。
- ○案件番号「平28-6」及び案件番号「平28-21」について、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問があったため、事務局からその内容の説明を受け、2件すべてについて次回以降引き続き審議することとした。

議題(3)第48回会議要旨の確認

○第48回の会議要旨を確定した。

以上